

幕末維新期の江戸における家族世帯の構造

—「麹町十二丁目人別帳」を史料にして—

Edo residents and families around the end of the Shogunate and the
Restoration period
— an analysis of [Kojimachi-12chome Ninbetsucho]—

早川 雅子
(Masako HAYAKAWA)

Abstract:

We clarify the actual situation of families in the Edo period, using a historical document [Kojimachi-12chome Ninbetsucho]. It turns out that more than half of families in the middle 19th century were nuclear families. We also see an ideology of retaining families to next generations, in particular in families staying in the Edo for long.

キーワード : 江戸町方住民、麹町十二丁目人別帳、人別帳データベース、家族形態

Keywords : Edo resident, Kojimachi-12chome Ninbetsucho, Ninbetsucho data base, Family form

序

麹町十二丁目は、現在の新宿四谷一丁目の一
区画である。この麹町十二丁目に関連する町方
文書数十点が、新宿区立新宿歴史博物館に所蔵
されている。そのなかに、「麹町十二丁目人別
帳」3部がある。元治2（1865）年、慶応2
（1866）年、明治1（1868）年の3年度分
である¹⁾。

人別帳は、徴税、治安維持などを目的とした
人口調査＝人別改の記録である。主な調査項目
には、名前、性別、年齢、生国、宗旨・寺、世
帯主（または、世帯主との続柄）、世帯主の職
業、居住階層、異動などがある。人別帳を読み
解くことにより、幕末維新期における江戸町方
住民の具体像を知ることができる。

新宿区四谷地区には、「麹町十二丁目人別帳」
の他にも、「四谷塩町一丁目人別帳」「四谷伝馬
町新一丁目人別帳」が残されている。筆者は、

三町の人別帳をデータベース化し、その分析に
取り組んでいる²⁾。分析結果を総合することによ
り、幕末維新期における四谷地区の状況、都
市住民の具体像を明らかにすることが期待され
る。本研究では、その取り組みの一環として、
大量データを一括処理することができるデータ
ベースの利点を活かし、世帯構造の分析を行
う。

研究の課題は、3点である。①ハメルーラス
レット分類法（H-L分類法）を用いて、世帯構
造の全体像を把握する³⁾。②居住期間と職業と
いう観点から、核家族世帯（H-L分類法では、
単純家族世帯）形成の要因を考察する。③高齢
者に焦点を当て、戸主に対する続柄と家族形態
の移行に着目をして、ライフコースという観点
も取り入れて考察を試みる。

幕末維新期における都市住民の世帯構造の研
究には、史料の絶対的不足という難問が存在す

る⁴⁾。本稿では、上記課題の解明を通して、幕末維新期における江戸町方住民世帯の特徴、及び麴町十二丁目の地域性を提示したい。

1. 基礎情報 — 麴町十二丁目・H-L分類法 —

1.1. 麴町十二丁目の概要

麴町十二丁目は、甲州道中沿いに位置する町である。【図1】は、明治7（1874）年刻成『東京大小区分絵図』をトレースした四谷地域の概略図である⁵⁾。町は、北側ブロック、南側ブロック、西ブロックの三ブロックから構成される。西ブロックは、東西に走る二本の道によって、三つの小ブロックに分割される（便宜的に、北から西1・西2・西3とする）。これら三ブロックと甲州道中との位置関係が、町の構造を特徴付けている。【図1】をみると、北側ブロックと南側ブロックとは、甲州道中を挟んで両側に位置している。西側の三小ブロックでは、西3は、東方と西方が道中に面しており、まさに街道沿いの位置にある。西2は、東方は

街道に面するものの、街道から奥まった位置にあり、西1に至っては、街道に面していない。麴町十二丁目は、道中沿いの土地と街道裏手の土地という対照的な二種類の土地、そこに暮らす住民から成る町である。

【表1-1】は、調査年度4月時点における世帯数、及び人口である⁶⁾。世帯は、竈ともいわれ、町屋敷内に居住して独立の生計を立てている集団を意味し、同じ住居内に暮らす者は、同居人や召使いも含め、全て世帯構成員と見做される。参考資料として、隣町四谷塩町一丁目元治2（1865）年4月の記録を併記した。なお、データの検出時点は、人別帳が4月始まりの年度形式の記録という理由から、調査年度の4月時点にしている。

データ分析では、住民世帯の社会的階層を上中階層と下層とに区分し、データ解釈の基点とした。この区分は、居住階層に基づいている。居住階層とは、住居が建つ土地の所有状況である。人別帳の記録では、家屋敷を所有する「家



【図1】

【表1-1】 麴町12丁目世帯数・人口

	単位 (世帯)			
	元治2	慶応2	明治1	塩1・元治2
家持	4	3	4	4
家守	6	6	5	13
地借	71	72	74	41
上中階層	81 (56%)	81 (51%)	84 (59%)	58 (43%)
店借	63	77	58	77
下層	63 (44%)	77 (49%)	58 (41%)	77 (57%)
世帯数	144	158	141	135
人口 (人)	580	659	609	567

持」、屋敷を借りて建物は自前の「地借」、家守とのみ記載され所有状況の記録がない「家守」、借家住まいの「店借」の四種類に分類される⁷⁾。本考察では、家屋敷もしくは自前の建物を所有するだけの財力、あるいは住民を管理掌握する権利や能力を根拠にして、家持・地借・家守の三種を上中階層、店借を下層と設定する。

階層別世帯数をみると、全世帯の中で上中階層の占める割合が高く、三年度いずれも50%を超える。隣接する四谷塩町一丁目における上中階層の割合43%と比較すると、上中階層の割合の高さは著しい。上中階層の割合を上げているのは、70世帯以上にもものぼる地借階層である。地借階層の世帯数が突出して多いのは、甲州道中沿いという麴町十二丁目の地理的位置に拠るところが大きい。

一般に、江戸の町は、道に面した土地は商用地に利用され、表店が立ち並ぶ。ましてや五街道の一つ甲州道中に面した地面である。常設店舗が軒を連ね、街道を行き交う人相手の商売、あるいは物流に関わる商いを営んでいた（【表1-2】参照）。このような職業の担い手が地借であったと思われる。また、麴町十二丁目は、古着商売の一大拠点でもあった⁸⁾。

【表1-2】は、麴町十二丁目名前（＝世帯主）の職業を、〇〇商売など職業記録の末尾に付く文字や仕事の内容性質に着目してカテゴリーを立て、分類した表である⁹⁾。

職業のカテゴリーは、経済力という基準を設定すると、大きく二つに分けることができる。一つは、相当期間の継続した居住が見込まれ、

したがって、それを可能にするだけの経済力を形成する職業である。そのような職業としては、「運輸」「商売」「渡世」「(専門技術)職人」(「職人」の一部)「人足業・鳶」を挙げることができる。

「運輸」とは、運輸・交通関係の職業である。町には、陸付問屋・馬宿が1軒、八拾式軒組百姓宿が2軒ある。

「渡世」と「商売」とは、区別が曖昧である。いずれも、商いの内容から、常設店舗を構えての経営が想定される正業を意味する。したがって、時之物売や青物売などの一文商いは、「商売」に含めない。

「職人」は、記録の末尾に「職」の文字が付く職業である。この「職人」のなかには、さほどの技術を必要としない簡単な作業、大工職や屋根職のように一括りの職名で記録されているため、技能の有無を判断しかねる仕事も含まれる。しかし、技術を習得するまで相当期間の修業を要する仕事も半数程度はあり、こうした専門的な技術職人は、一定の財力を有すると判ぜられる。

もう一つは、辛うじて日々の生活を送ることができる程度の稼ぎで、財産を築く余地など望むことができない職業である。この経済力に乏しい職業としては、「賃仕事」「日雇稼」「棒手振」「車力」「(単純技術)職人」「雑業」があ

【表1-2】 麴町12丁目名前人の職業

	単位 (世帯)		
職業	元治2	慶応2	明治1
記載なし	1	1	1
運輸	3	3	3
商売	50	48	47
渡世	9	14	10
職人	38	40	42
人足業・鳶	2	1	1
書役	1	1	1
賃仕事	4	6	6
日雇稼	15	21	17
棒手振	2	3	3
車力	2	2	2
雑業	17	18	8
総計	144	158	141

る。「雑業」とは、一文商いや屑拾いなど、種類雑多で職業として分類しがたい仕事を一括する職名である。江戸町触では、これらの職業を「其日稼」と定めている¹⁰⁾。

経済力の有無を基準にして二分化される職業の構成比は、社会的階層の構成比にほぼ照応する。すなわち、経済力を有する仕事を生業とする世帯は上中階層、経済力に乏しい其日稼ぎ世帯は下層が従事している。甲州道中沿いという地理的位置は、常設店舗を構える商売に好適であり、上中階層における「商売」の構成比は高い。

家族形態の分析では、配偶状況が要点となる。【表1-3】は、名前人の配偶状況を集計した表である。表中項目「有配偶」は、調査時点で婚姻が成立していることを表す。「離・死別」は、「大助後家きみ」のように亡夫との間柄が明記されている場合、調査期間中に離別か死別の異動が生じ、その記録から離・死別が判る場合である。「離・死別不明」は、父親か母親いずれか一人と子どもたちから成る家族のケースが適合し、婚姻経験は確認できるものの、寡夫（寡婦）になった理由は記録されておらず不明の場合である。以上は、名前人が婚姻経験を有するケースである。対して、名前人が単身者の場合がある。名前人の年齢や人別帳の記録から、明らかに未婚だと判別できる場合は、「未婚」とする。単身者のなかには、年齢（四十歳以上）やこの時期の婚姻率の高さから、婚姻経験が全く無いとは想像し難いものの、婚姻経験をj確認する記録は無い者がいる。この場合を、「婚姻経験不明」とした。

【表1-3】 麴町十二丁目名前人の配偶状況
単位（世帯）

配偶	元治2	慶応2	明治1
有配偶	96	106	106
離・死別	4	8	8
離・死別不明	11	10	7
未婚	18	19	12
婚姻経験不明	15	15	8
世帯数	144	158	141
有配偶率	66.7% (77%)	67.1% (78.5%)	75.2% (85.8%)

表中の「有配偶率」とは、調査時点において婚姻が成立している名前人の割合の意である¹¹⁾。麴町十二丁目における有配偶率は、明治1（明治元）年度に75.8%と急増しているが、70%前後と読み取ることができるだろう。この数値は、隣町四谷塩町一丁目とほぼ同率である¹²⁾。70%が、幕末期における江戸町方住民の有配偶率を探る基準になるといえよう。ちなみに、2010（平成22）年国勢調査によれば、15歳以上男子の有配偶率は56.2%である¹³⁾。表中、「有配偶率」の下段（ ）内の数値は、婚姻経験者の割合である。「有配偶」に「離・死別」「離・死別不明」を加えた婚姻経験者は、名前人の80%弱にまで達する。江戸時代の村落は皆婚社会だったといわれるが、麴町十二丁目と四谷塩町一丁目の調査結果に拠れば、皆婚社会の伝統は幕末維新期の江戸に及んでいた¹⁴⁾。

1.2. 近世都市住民 H-L分類法

H-L分類法は、家族構造の分析では広く使用されている。ただし、近世中後期の都市住民世帯の分類に適用した場合、世帯構造を的確に分析することができないという問題点がある¹⁵⁾。そこで、江戸町方の人別帳を資料にした世帯構造の分析では、H-L分類法を基礎にして、都市住民の世帯構造に適合させるべく修正・補足した方法を考案、採用している¹⁶⁾。それが、【表1-4 近世都市住民 H-L分類法】である。麴町十二丁目住民世帯の分析も、この分類法を用いる。

H-L分類法は、夫婦家族単位（Conjugal Family Unit, CFU）を基本とする。CFUは、夫妻と未婚の子供たちからなる家族単位である。夫婦のみ、及び片親と未婚の子供たちから成る家族も、CFUに包括される。一組のCFUから成る家族世帯、つまり、世帯主のCFUのみの家族世帯を、「類型3：単純家族世帯」という。H-L分類法では、類型3を基準にして世帯構成を五つの類型に分類する。[類型1]自身のCFUを構成していない単身者（独立世帯）、[類型2]自身のCFUを構成していない単身者が同居（非家族世帯）、[類型3]世帯主のCFUのみ（単純家族世帯）、[類型4]世帯

【表1-4 近世都市住民 H-L分類法】

類型 (カテゴリー)	下位分類 (クラス)
1 独立世帯	1a 寡夫・寡婦
	1b 未婚あるいは婚姻経験不明
2 非家族世帯	2a キョウダイの同居
	2b その他の親族の同居
	2c 親族関係が明らかでない者の同居
3 単純家族世帯 (一組のCFU)	3a 夫婦のみ
	3b 夫婦と子供(たち)
	3c 寡夫と子供(たち)
	3d 寡婦と子供(たち)
4 拡大家族世帯 (一組のCFU +自身でCFU を作ることが できない親族)	4a 上向的拡大
	4b 下向的拡大
	4c 水平的拡大
	4d 4a-4cの組合せ
	4e その他の拡大家族世帯
5 多核家族世帯 (世帯主のCFU + CFU)	5a 上向的副次核を含む
	5b 下向的副次核を含む
	5c 水平的副次核を含む
	5d キョウダイ家族
	5e その他の多核家族世帯
6 分類不能世帯	

下位分類 (クラス)	細目分類
3a 夫婦のみ	
3b 夫婦と子供(たち)	3ba 上向的(子供が世帯主)
	3bb 下向的(親が世帯主)
3c 寡夫と子供(たち)	3ca 上向的(子供が世帯主)
	3ab 下向的(親が世帯主)
3d 寡婦と子供(たち)	3da 上向的(子供が世帯主)
	3db 下向的(親が世帯主)

主のCFUと自身のCFUを構成していない単身者(拡大家族世帯)、[類型5]世帯主のCFUと副次的CFU(多核家族世帯)である。五つのどれにも分類できない世帯は、[類型6]に入れる。

五つの類型には、それぞれ幾つかの下位分類が設定される。下位分類設定の基準は、[類型3]では、世帯主と世帯構成員との続柄である。また、[類型4][類型5]では、世帯主のCFUと同居する単身者、あるいは同居するCFUとの世代関係である。つまり、同居者(CFU)が、世帯主の上の世代(上向的)・下の世代(下向的)・同じ世代(水平的)・オジオバ・オイメイ世代(上方・下方と水平の組み合わせ)のどれに相当するかによって、下位分類が設定される。

二点、補足がある。①[類型3]単純家族世帯の下位分類に、その一段下位に当たる下位分

類細目a・bを追加した。下位分類[3a]～[3d]一段階のみでは、誰が世帯主かを特定できないからである。

②[類型4]の下位分類に、[4e]を補足した。[類型4]は、一組のCFUに、自身でCFUを作ることができない親族が同居する類型である。下位分類[4a]～[4d]は、同居する親族が一人の場合を対象に設定されており、親族が複数いるケースには適応できない。そこで、「自身でCFUを作ることができない親族が複数人同居し、同居人の間に親族関係がない世帯」という下位分類、[4e]を追加した。

2. 麹町十二丁目住民の世帯構造

【表2-1】は、元治2(1865)年、慶応2(1866)年、明治1(1868)年、各年4月時点における在住世帯の家族形態を1～6の「類型(カテゴリー)」の単位で分析し、世帯数と

【表2-1】 麴町12丁目 家族形態
単位（世帯数：世帯、構成比%）

	元治2		慶応2		明治1	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
類型1	20	13.9	21	13.3	16	11.3
類型2	4	2.8	4	2.5	4	2.8
類型3	68	47.2	74	46.8	61	43.3
類型4	27	18.8	25	15.8	31	22
類型5	24	16.7	33	20.9	29	20.6
類型6	1	0.7	1	0.6	0	0
世帯数	144		158		141	

構成比を集計した表である。また、【表2-2】は、家族形態を社会的階層別に集計した一覧表である。網掛け部分の数値は、各類型の下位分類の小計を表している。社会的階層とは、本稿においてデータ解釈の規定とした世帯区分である。すなわち、居住階層（住居が建つ土地の所有状況）に基づき、家持・地借・家守の三種を上中階層、店借を下層と設定している。比較検討資料として、四谷塩町一丁目における家族形態の構成比を併記する（【表2-3】）。同町のデータは、安政4年～明治3年までの14年間で8年度分の分析結果である。

麴町十二丁目住民における世帯構造の特徴として、次の三点を指摘したい。

第一は、類型3＝単純家族世帯が全体の約4割強を占め、構成比が最も高い点である。前章で配偶状況を検討した通り、この表からも有配偶率の高さを示ることができる。このような有配偶世帯のなかで、類型3の形態をとる世帯が最も多い。

類型3＝単純家族世帯とは、夫婦、もしくは、夫婦（夫婦のどちらか）と未婚の子供たちから成る家族形態で、核家族世帯とはほぼ同義である。幕末期江戸の人別帳研究によれば、核家族世帯は最も多い家族形態で、その構成比は50%を超える¹⁷⁾。また、四谷塩町一丁目の世帯構造分析結果でも、類型3の構成比は50%を超えている¹⁸⁾。麴町十二丁目の分析結果は、構成比はやや低いものの、同様の傾向を示している。

これら人別帳の分析結果によれば、幕末期江

【表2-2】 麴町十二丁目 階層別・家族形態
（単位：世帯）

	元治2		慶応2		明治1	
	上中層	下層	上中層	下層	上中層	下層
1	6	14	4	17	4	12
1a	1	3	1	3	1	5
1b	5	11	3	14	3	7
2	2	2	2	2	2	2
2a	1	1	1		1	2
2b	1	1	1	2	1	
3	37	31	35	39	33	28
3a	4	5	3	7	3	3
3b	26	16	26	20	25	17
3c	1	6		7		3
3d	6	4	6	5	5	5
4	17	10	16	9	22	9
4a	6	5	6	5	10	4
4b	1		1		1	1
4c	5	4	4	3	4	3
4d	3	1	4	1	6	1
4e	1		1		1	
5	18	6	23	10	22	7
5a	5	2	6	2	8	3
5b	6	2	6	3	9	1
5c	6	2	8	4	3	2
5d						
5e	2		3	1	2	1
6	1	0	1	0	0	0
総計	81	63	81	77	83	58

【表2-3】 四谷塩町一丁目家族形態 構成比
（単位：%）

	安政4	文久1	文久2	文久3	元治2	慶応3	明治2	明治3
類型1	6.6	8.5	7.2	8.0	10.4	13.3	6.1	6.3
類型2	3.3	2.0	2.0	2.9	2.2	2.0	1.2	1.4
類型3	67.0	58.0	58.8	57.7	51.9	50.7	59.4	54.2
類型4	12.1	17.5	16.3	16.8	20.7	21.3	21.2	23.2
類型5	10.4	13.5	15.0	13.9	13.3	11.3	10.9	13.4
類型6	0.5	0.5	0.7	0.7	1.5	1.3	1.2	1.4
世帯数	182	200	153	137	135	150	165	142

戸の標準的な家族形態は、夫婦世代のみで構成される単純家族世帯だといえる。元治2年4月時点における単純家族世帯68世帯の出生地をみると、夫婦とも江戸出生24世帯、夫が江戸出生7世帯、妻が江戸出生17世帯を数える。つまり、68世帯のうち48世帯は、親の代から

江戸に定着しており、少なくとも江戸定着第二世代に相当するのである。単純家族世帯が標準的形態になる理由は、単純家族世帯は再生産される傾向にあるからだといえよう。すなわち、単純家族世帯に生まれ成人した子どもは、親との二世帯同居をするよりも、結婚を機に生家を出るというように、生家から独立して自分の家族を作る方を選択する傾向にあるといえる。

ただし、単純家族世帯のなかには、家族形態の移行途上ある世帯も含まれる。世代継承のために二世帯同居を志向する世帯では、世代交代の途上で一時的に単純家族世帯の形態をとることがある。つまり、家族類型3・4・5を循環するのである。

第二は、類型5 = 多核家族世帯の構成比が高い点である。四谷塩町一丁目の構成比と比較すると、その高さは歴然としている。四谷塩町一丁目の類型5構成比は、調査期間14年間を通して、10%前半にとどまっている。それに比して、麴町十二丁目では、慶応2年度と明治1年度では20%前後に上る。また、類型4 = 拡大家族世帯の構成比も、10%後半である。類型5と類型4とを合わせた構成比は40%前後と、類型3の構成比に迫る高さである。

【表2-4】は、元治2（1865）年4月時点における類型1・類型4・類型5世帯の職業を、上中階層と下層との階層別に集計した表である。上中階層では商売など定期的な高収入を見込める職業が多いのに対し、下層では雑業が日雇いなど「其日稼」が大半を占める。詳細な検討は別稿に譲るとして、類型4・類型5のように二世帯が同居する理由は、上中階層と下層とは異なることが予測される。

第三は、類型1 = 独立世帯の構成比も、四谷塩町一丁目に比して高い点である。独立世帯とは、未婚のほか、死別・離別などを経て単身で暮らす世帯である。この独立世帯構成員の年齢層は、労働人口年齢層に集中する。元治2年度における独立世帯20世帯では、17世帯が労働人口年齢層である¹⁹⁾。同町には、単身労働者が生計を立てるだけの働き口が存在すると考えられる。

麴町十二丁目における類型3の構成比は、相

対的には最も高いとはいえ50%には届かず、四谷塩町一丁目のような突出はみられない。それは、類型5・類型4、類型1の構成比が高く、類型3の構成比を押し下げているからである。

3. 考察

3.1. 単純家族世帯再生産の要因

単純家族世帯は、幕末期江戸の標準的な家族形態である。3.1では、この形態が再生産される要因、換言すれば、夫婦世代のみで構成される家族形態が選択される理由を考察する。

世帯形成の要因には、世帯構成員の男女比や年齢などの人口学的要因、家意識や道徳観念などの心的要因、世代継承や労働力などの世帯戦略的要因等が挙げられる²⁰⁾。本考察では、社会的階層を分類する基準を観点に設定する。すなわち、居住階層、居住期間、長期居住を支える経済力や職業である。

単純家族世帯が再生産される要因については、四谷塩町一丁目人別帳データベースを分析した成果がある [早川2008]。そこでは、移動と職業の二点から、単純家族世帯が再生産される要因を考察し、移動と職業とによってもたらされる経済的理由から、単純家族世帯は再生産されると結論づけている。本考察も、四谷塩町一丁目の論考を基にして進めたい。論考の概要は、以下の通りである。

頻繁に移動を繰り返す流動性の高さは、都市住民の特徴の一つだといわれる²¹⁾。四谷塩町一丁目における文久3（1856）年4月在住の単純家族世帯79世帯の移動状況を分析した結果によれば、79世帯の約70%にあたる52世帯は、町内居住期間が10年未満であった。これらの世帯は、江戸町方の範囲内を頻繁に移動しながら暮らしていたのである。

移動を繰り返せば、安定した職業に就いて生活基盤を築くことが難しくなる。単純家族世帯79世帯の社会的階層は、上中階層21世帯に対し、下層が58世帯と70%を超えている。流動性が高い52世帯の大半は、下層である。

流動性の高さとは職業とは相関する。52世帯の職業分類は、商業4世帯、工業16世帯、雑

【表2-4】元治2（1865）年 階層別 類型1・4・5の職業

（単位：世帯）

上中階層													総計
	なし	運輸	商売	職人	渡世	人足業	車力	雑業	賃仕事	日雇稼	棒手振	書役	
1	1		1		3			1					6
1a	1												1
1b			1		3			1					5
4		1	10	3	1	1	1						17
4a			4	1			1						6
4b			1										1
4c			3	1	1								5
4d		1	1	1		1							4
4e			1										1
5			11	6	1								18
5a			5										5
5b			3	2									5
5c			3	2	1								6
5e				2									2
下層													総計
	なし	運輸	商売	職人	渡世	人足業	車力	雑業	賃仕事	日雇稼	棒手振	書役	
1		1	3	2				4	3	1			14
1a									2	1			3
1b		1	3	2				4	1				11
4			1	1						5	2	1	10
4a				1						3	1		5
4b													0
4c			1							1	1	1	4
4d										1			1
4e													0
5				1				2		3			6
5a								1		1			2
5b								1					1
5c										2			2
5e													0

業29世帯、不明・なし3世帯と、雑業世帯が半数以上を占める。工業の仕事内容は、単純作業であったと考えられる。専門技術の習得には、一定期間の修行を要し、頻繁な移動のなかでの修行は難しいからである。工業や雑業は、生活の維持向上のためには、同じ町内で落ち着くよりも、より高い稼ぎを求めて移動をした方が効果的である。つまり、流動性が高い世帯は、その職業という要因によって移動を繰り返さざるを得ないのである。

下層において単純家族世帯が再生産される理由は、次のように結論できる。下層の単純家族世帯は、定期的な高収入を見込むことができない職業に就くケースが多い。これら職業の収入は、二世帯を賄うことは困難で、一世帯の生活を維持するのが限度である。しかも、其日稼ぎや単純作業という職種は、同居して子どもに仕事を教える必要性もないし、定職に就かせるべく教育を施すことも難しい。したがって、このような職業の単純家族世帯に生まれた子ども

は、成人したら家を出て独り立ちし、親世代と同じような職業に就くことになる。さらに、その職業は、高い流動性の要因にもなっている。単純家族世帯における下層は、職業と移動による経済的な理由によって、頻繁に移動するために正業に就くことが困難なまま、単純家族世帯を再生産するのである。

麹町十二丁目における単純家族世帯の分析に入ろう。【表3-1】は、元治2年4月時点における麹町十二丁目単純家族世帯（類型3）の下位分類を、社会的階層別に集計した表である。網掛け部分は、下位分類細目の小計である。

()内の数値は、元治2年4月から明治2年3月までの4年間、同町に居住した世帯数である。麹町十二丁目の場合、3本4年間分の人別帳データから、住民世帯の移動を正確に追跡することは難しい²²⁾。しかし、4年間町内に居住した世帯数をみると、下層の方が定着率は低いといえよう。

麹町十二丁目単純家族世帯68世帯の社会的階層は、上中階層37世帯・下層31世帯と、上中階層の構成比が高い。この点は、隣町四谷塩町一丁目の社会的階層の構成とは異なっている。文久3年4月の単純家族世帯79世帯では、下層が58世帯と70%を超えている。四谷塩町一丁目における下層の単純家族世帯は、安定収入を得ることができない職業に就き、頻繁に移動する。この職業と流動性が、下層が単純家族世帯を再生産する要因である。

【表3-1】 麹町十二丁目 類型3下位分類
元治2（1865）年（単位：世帯）

	上中層	下層	総計
3a	4 (3)	5 (2)	9 (5)
3b	26 (22)	16 (10)	42 (32)
3ba	1		1
3bb	25	16	41
3c	1	6 (2)	7 (2)
3cb	1	6	7
3d	6 (5)	4 (3)	10 (8)
3da	5	4	9
3db	1	0	1
総計	37	31	68 (46)

【表3-2】は、元治2年4月時点における、麹町十二丁目単純家族世帯（類型3）の職業を社会的階層別に集計した表である。塩町一丁目の分類に倣い、商業・工業・雑業の分類も併記した。上中階層と下層、二つの階層が就く職業は、対照的である。上中階層の職業に就く下層は少なく、下層の職業に就く上中階層はほとんどいない。下層の職業の検討から始めよう。

下層31世帯の職業は、日雇稼6世帯・車力1世帯・雑業9世帯と、「其日稼」の雑業が半数を占めている。商業2世帯は、蕎麦商売と小切渡世であり、店借という居住形態から、小商いであったと推測される。職人＝工業13世帯の内訳は、帳綴職、髪結職、豊刺職、木挽職、仕立職、白銀職（後に日雇稼）、屋根職、乗物職、印判職、料理職、傘職が各1世帯、大工職2世帯と多彩で、この記録から専門職か単純作業かを判断することは難しい。仕事内容から仕事場を推測すると、木挽職、屋根職、乗物職、料理職、大工職などは、仕事先に出向いての作業である。これらの職業では、仕事がなくなれば収入の道は途絶えてしまう。店借の住居は寝食の場であり、より稼ぎの高い仕事場への移動は容易である。

下層31世帯の職業は、定期的な収入を期待できないものが多く、移動の可能性も高い。加えて、単純家族世帯の場合、稼ぎ手の人数は、一人乃至二人に限られる。世帯単位の収入は、不安のかつ少額であったといえる。このような

【表3-2】 類型3世帯の職業
元治2（1865）年（単位：世帯）

職種	上層	下層	分類	世帯数 (%)
運輸	1		商業	26 (38.2)
商売	22	1		
渡世	1	1		
職人	11	13	工業	24 (35.3)
人足請負	1		雑業	18 (26.5)
賃仕事	1			
日雇稼		6		
車力		1		
雑業		9		
総計	37	31	総計	68

下層の状況は、四谷塩町一丁目と類似しており、単純家族世帯再生産の要因も同様に導き出すことができる。すなわち、麴町十二丁目においても下層の単純家族世帯は、職業と流動性の高さを要因として、単純家族世帯を再生産すると考えられる。

上層37世帯の職業は、商業に分類される「運輸」「商売」「渡世」が24世帯と、全体の60%強を占める。「運輸」は八拾式軒組百姓宿、「渡世」は質渡世、「商売」は古着商売、練り物商売など多様である。これら商業は、地借という居住形態から、常設店舗での営業が想定される。

「職人」11世帯の職業の内訳は、木具職、畳刺職、足袋職、髪結職、髷職、屋根職が各1世帯、鋳物職2世帯、大工職3世帯である。これら職業の職場も、下層と同様に、住居内での作業と職場に出向いての作業に分けることができる。下層との相違は、地借という居住形態である。地借を維持するためには、定期的な収入が必要である。住居内の作業であっても、製作と営業とを兼ねた経営形態（木具職、鋳物職など）、職場に出向くとしても、職場を常時確保することができるような状態にあったと考えられる。

「人足業」1世帯は、土方人足請負業の家持・吉五郎である。吉五郎は母との二人暮らし〔類型下位細目：3da〕で、元治2年度人別帳に記載された直後に欠落している（「丑五月廿四日、欠落御帳付願上候」）。【表3-1】下位分類3dの上中階層6世帯のうち、明治2年3月までに転出した1世帯は、この吉太郎の1件のみである。

上中階層の職業は、定期的な収入が見込め、常設店舗での一定期間継続した営業である。上中階層において単純家族世帯が再生産される要因は、下層の要因とは異なると考えられる。ここで着目したいのは、単純家族世帯という家族形態そのものである。夫婦世代から成るこの形態では、稼ぎ手は一人乃至二人である。元治2年度人別帳によれば、召使いを抱えていたのは地借7世帯に過ぎない。常設店舗での営業とはいえ、いわゆる家族経営であり、経営規模は小

さい。「農工等業衰頹状況調査（明治17年）」（『東京市史稿』所収）、『四谷区史』によれば、甲州道中に面して小規模店舗が軒を連ねていた²³⁾。

家族による小規模経営においては、二世帯が同居するほどの経営規模拡大が期待できなければ、一世帯単独で生計を立てた方が効率的である。上中階層の単純家族世帯が再生産される要因は、小規模経営という経営規模にあると考えられる。

麴町十二丁目住民世帯に単純家族世帯が再生産される要因は、上中階層と下層とは異なっている。上中階層では小規模経営、下層では不定期な低収入の職業と高い流動性である。もっとも、これらの要因は経済力の規模という点で共通しており、結局のところ、経済的理由が家族形態に大きく関連するといえる。経済的理由は、家族形態の移行、家族形成にも関連するだろう。この点、詳細な検討が必要である。

3.2. 高齢者の家族形態

単純家族世帯に生まれ成人した子どもは、独立して自分の家族を作る方を選択する傾向にあるといえる。とするならば、残された親世帯は、したがってまた、独立した世帯が高齢化した時には、どのような世帯構成を取るのだろうか。あるいは、高齢者のケアは誰が担うのだろうか。世帯とは、世帯構成員個人々の集合体でもある。この問題は、個人におけるライフコースの選択という点からも、重要な意味をもつ²⁴⁾。3.2では、高齢者の戸主に対する続柄と家族形態の移行に着目をして、ライフコースという観点から世帯構造の特色を考察する。

本稿では生産年齢人口層を10歳から60歳までの年齢層に設定し、61歳を超える年齢層を高齢者とした（いずれも数え年）²⁵⁾。

【表3-3-1】【表3-3-2】は、高齢者を男女別に抽出し、名前と続柄別に分類し集計した表である。この表から、ライフコースの相違を読み取ることができる。男性の場合、続柄は名前人が大半であり、名前人として生涯を終えるライフコースをとる傾向にある。女性の場合は、結婚年齢が男性よりも5歳程度若く、その年齢差の分だけ夫に先立たれることが多い。

【表3-3-1】高齢男性人口・続柄（4月検出）
（単位：人）

	元治2		慶応2		明治1	
	上・中階層	下層	上・中階層	下層	上・中階層	下層
名前入	10	6	8	10	9	9
父・祖父	1		3		5	1
キョウダイ						
イトコ						
オジ・メイ						
その他・不明		1				
総計	18		21		24	

【表3-3-2】高齢女性人口・続柄（4月検出）
（単位：人）

	元治2		慶応2		明治1	
	上・中階層	下層	上・中階層	下層	上・中階層	下層
名前入		1		1		2
妻	5	2	4	4	4	4
母・祖母	11	12	13	12	14	5
キョウダイ	1		1		1	
イトコ						
オバ・メイ	1		1		1	
その他・不明						1
総計	33		36		32	

夫婦が揃っていれば、男性のライフコースに準じて、続柄は名前入の妻となることが多い。続柄が母となるのは、夫に先立たれ、子ども世代と同居している場合が大半である。高齢者の具体的データと家族形態の移行を検討したい。

【表3-4】は、元治2年4月在住の男性高齢者のデータと家族形態移行をまとめた表である。3年度分の人別帳という史料制約もあり、単純家族世帯（3bb）における子どもの異動データが少ない。しかし、世帯形成の特徴は、上中階層と下層との間で異なっている。

上中階層では、二世帯同居世帯が11件中6件を数える。二世帯同居世帯では、息子に嫁を取る、娘に婿養子をとって同居する他に、養子に嫁を取るケースがある〔家番号3069〕〔家番号3164〕。これらのケースからは、親子二世帯同居、世代継承に対する意図を読み取ることができる。また、3bbの世帯でも、〔家番号3009〕〔家番号3065〕では養子をとっている。

家族形態移行を追跡することはできないが、養子に嫁を取り二世帯同居に移行することが予想される。養子をとる目的は二世帯同居、あるいは世代継承をするためだといえることができる。上中階層の男性高齢者には、二世帯同居、世代継承に対する意図を読み取ることができる。

下層の家族形態は、〔家番号3059〕の他は、3aと3bbである。3aでは、子ども世代が独立した高齢化世帯では、夫が死亡するまで、夫婦二人の世帯を維持する。このケースでは、夫婦のうちどちらかが死亡した時点で、単身のまま暮らすか、子ども世代と同居するかの選択することになる。3bbは、経済的な理由、あるいは健康上の理由〔家番号3021〕など何らかの理由から、子どもが独立や結婚ができぬまま、高齢化した親世代と同居しているケースである。もちろん、離縁した娘に養子を取り世代継承をするケースもある〔家番号3059〕。

留意したいのは、男性高齢者の独身世帯が、3年度分の人別帳いずれにも存在しないことである（女性高齢者の独身世帯は、各年度1～2世帯存在する）。前述したように、麴町十二丁目における独身世帯の構成比は、四谷塩町に比して高いにもかかわらず、男性高齢者の独身世帯が存在しないのである。独身男性高齢者の行方はどこだろうか、今後の検討課題である。

次いで、女性高齢者を検討しよう。【表3-5】は、元治2年4月在住の女性高齢者のデータと家族形態移行をまとめた表である。元治2年世帯構成欄の続柄は、女性高齢者に対する家族構成員の続柄である。

ここでも、上中階層と下層との間に、世帯構成の要因において相違を認めることができる。上中階層では、倅夫婦世帯との同居世帯が多い。この倅夫婦世帯との同居は、上中階層における男性高齢者世帯が二世帯同居を選択していたことから、夫に先立たれた後から同居するより、親夫婦世帯と子供夫婦世帯との同居（5b）が、夫に先立たれたことにより母親と子供世帯夫婦との同居（4a）に移行したと考えられる。また、娘夫婦世帯との同居〔家番号3039〕、孫娘世帯との同居〔家番号3118〕は、婿養子を

【表3-4】元治2年4月在住 男性高齢者と家族形態移行

男性高齢者データ								家族形態移行				
階層	家番号	個人番号	名前	年齢	続柄	職業	出身地	元治2	慶応2	明治1	元治2年世帯構成()は年齢	3年間の異動
地借	3071	300300	太兵衛	64	父	(車力稼)	相模国高壁郡上溝村	4a	4a	4a	娘(38)に婚養子	
地借	3099	300413 300414	平左衛門 もん	64 67	名前人 妻	屋根職	四谷忍町 上野元黒門町	3a	3a	3bb		養女(9)
地借	3009	300013 300014	庄五郎 すみ	64 64	名前人 妻	大工職	武蔵国多摩郡今井町 四谷伝馬町三丁目	3bb	3bb	5b	養子(48)	養子に嫁取
地借	3065	300267 300268	惣次郎 いよ	61 64	名前人 妻	鋳物職	神田鍛冶町 四谷仲町	3bb	3bb	3bb	養子(22) 娘(35)	
地借	3121	300521	伴蔵	64	名前人	荒物商売	相模国高座郡淵野辺村	3bb	3bb	3bb	伴(18) 娘(13)	
家持	3139	300592 300593	吉五郎 むめ	62 70	名前人 母	土方人足請負	上野国邑楽郡北大嶋村 浅草寺寺中智光院地内	3d→欠落			5月欠落	
地借	3069	300281	彦五郎	66	名前人	豆腐商売	相模国大住郡土屋村	4b	4b	4b	養子(41)に嫁取	
地借	3078	300322	政右衛門	73	名前人	鳶日雇	渋谷宮益町	5b	5b→5a	5a	伴(31)に嫁取	世代継承
地借	3063	300259	万吉	63	名前人	仕立職	尾張国名古屋駿河町	5b	5b→3b	5b	伴(29)に嫁取	伴継縁→再婚
地借	3123	300531 300532	善吉 こよ	71 68	名前人 妻	青物商売	三河国碧海郡八田村 武蔵国多摩郡雑色村	5b	5b	5b	伴(43)に嫁取・娘(46)同居	
地借	3134	300571 300572	吉五郎 せき	61 62	名前人 妻	古道具商売	小伝馬町3丁目 亀井町	5b	5c	抹消	養子(39)に嫁取	死亡により世代継承・従弟一家同居
店借	3012	300046	与助	65	名前人	時之物売	越後国頸城郡下条村	3a	3a	抹消		
店借	3136	300586 300587	久蔵 なを	63 61	名前人 妻	日雇稼	武蔵国多摩郡砂川村 武蔵国多摩郡中藤村	3a	3a	3a		
店借	3021	300094 300095	作右衛門 かよ	71 65	名前人 妻	時之物売	武蔵国多摩郡野沢新田 武蔵国多摩郡野沢新田	3bb	3bb	3bb	娘(39)按摩	
店借	3048	300196	太左衛門	67	名前人	時之物売	能登国鹿島郡古城村	3b→1b	1a	抹消	伴(28)・死亡	
店借	3064	300264	丑五郎	61	名前人	乗物職	麹町2丁目	3bb	3bb	3bb	伴(23)	
店借	3059	300246	清五郎	64	名前人	髪結職	越後国蒲原郡横田村	5b	5b→4a	4a	娘(24)孫(4)	死亡・娘に嫁取
店借	3125	300542	久太郎	67	同居人		四谷伝馬町新一丁目	(3cb)			7月転出	

とって同居しているケースである。このように、上中階層における女性高齢者においても、二世帯同居、世代継承に対する意図を認めることができよう。

なお、妹夫婦世帯〔家番号3133〕、メイ夫婦世帯〔家番号3130〕との同居など、親族が高齢単身女性のセーフティネットになっていることにも指摘したい。

一方、下層の高齢者女性においては、世代継承への意図を読み取ることは難しい。例えば、母親と子供たちから成る家族(3da)では、子どもに嫁を取ることもなく3daで推移するか、転出してしまおう(この点、伴に嫁を取った上中階層〔家番号3062〕と対照的である)。

子ども世帯との同居世帯では、名前人の職業

に着目したい。名前人の職業の大半は、「其日稼」であり、家業を継承するという性格は薄い。高齢者女性は、世代継承や二世帯同居を意図するよりも、被扶養者として子ども世帯と同居したと考えられる。つまり、下層の女性高齢者が子供世帯と同居するケースは、(3bb)世帯において夫が亡くなったことにより(3da)に移行する、夫が亡くなった時点で子供夫婦の被扶養者として同居するなどが考えられる。単身女性高齢者がどのタイミングで同居するかは、他町の人別帳データの分析も加えて、さらに検討を加えたい。

以上、高齢者の戸主に対する続柄と家族形態の移行に着目をして、世帯構造の特色を考察した。上中階層は二世帯同居世帯を選択する傾向

【表3-5】元治2年4月在住 女性高齢者と家族形態移行

階層	家番号	個人番号	女性高齢者データ					家族形態移行				
			名前	年齢	続柄	職業 ()は名前人職業	出身地	元治2	慶応2	明治1	元治2年世帯構成 ()は年齢	3年間の 異動
地借	3062	300258	ちよ	66	母	(足袋職)	下野国梁田郡足利大門村	3da	3da→4a	4a	倅(49)と同居	倅に嫁取
地借	3101	300420	みよ	68	義母	(荒物商売)	武蔵野国豊島郡下村	4a	4a	4a	娘夫婦世帯に同居	
地借	3143	300611	きよ	68	母	(洗張職)	神田紺屋町二丁目	4a	4a	4a	倅夫婦世帯に同居	
地借	3159	300654	たか	69	母	(古着商売)	武蔵国都筑郡茅崎村	4a	4a	4a	倅夫婦世帯に同居	
地借	3165	300681	みと	67	母	(餅菓子商売)	信濃国水内郡芹沢村	4a	4a	4a	倅夫婦世帯に同居	
地借	3122	300528	たき	69	母	(錠節商売)	麹町十二丁目	4c	4c	4c	倅夫婦世帯に同居+嫁の姉同居	
地借	3130	300555	その	73	オバ	(陸付問屋・馬宿渡世)	武蔵国多摩郡殿ヶ谷村	4d	4d	4d	メイ夫婦世帯に同居	
地借	3039	300160	もと	67	義母	(古着商売)	武蔵国児玉本庄宿	5a	5a	5a	娘夫婦世帯に娘(40)と同居	
地借	3077	300329	まつ	73	母	(明樽商売)	尾張国名古屋呉服町	5a	5a	5a	倅夫婦世帯に娘(44)息子(28)と同居	
地借	3118	300511	さた	81	祖母	(小間物商売)	神田明神下	5a	5a	5a	孫娘夫婦世帯に娘(47)孫娘(15)と同居	
地借	3133	300569	てう	61	アネ	(桶職)	麹町十二丁目	5c	5c→4c	4c	妹夫婦世帯に娘(28)と同居	娘、縁付き転出
地借	3102	300429	やす	62	母	(蒔絵職)	青山緑町	5e→5a	5a	5a	倅夫婦世帯に娘(36)倅(31)と同居+倅親子(33・8)同居	倅親子、転出
店借	3029	300125	もよ	61	名前人	賃仕事	渋谷道玄坂	1a	1a	1a		
店借	3020	300093	やえ	63	母	(日雇稼)	青山新町三丁目	3da	3da	抹消	倅(43)と同居	
店借	3040	300165	なを	61	母	(仕立職)	武蔵国多摩郡千人町	3da	3da→2a	2a	倅(30)(23)娘(28)と同居	慶応3年2月病死
店借	3124	300539	かつ	62	母	(時之物売)	難波町	3da	3da	3da	倅(48)と同居	
店借	3041	300170	すみ	80	母	(印刻職)	武蔵国多摩郡千駄木村	4a→3da			倅夫婦と同居→倅離縁→倅と転出	
店借	3056	300234	みの	75	母	(日雇稼)	牛込御細工町	4a	4a	3bb	倅(39)世帯に同居	倅に嫁取、明治1までに死亡
店借	3058	300245	とみ	73	母	(日雇稼)	武蔵国多摩郡中野村	4a	4a	抹消	倅夫婦世帯に同居	
店借	3097	300408	いそ	75	母	(日雇稼)	美濃国大野郡上磯村	4a	4a	4a	倅夫婦世帯に同居	
店借	3150	300629	えつ	65	母	(棒手振)	麻布龍土材木町	4a	4a	4a	倅夫婦世帯に同居	
店借	3017	300076	いよ	62	母	(日雇稼)	越前国坂井郡出町	5a	5a	5a	倅夫婦世帯に娘(25)と同居	
店借	3060	300253	すす	73	母	(日雇稼)	麹町九丁目	5c	5c	抹消	倅(40)と同居+娘親子(49・24)同居	
店借	3085	300363	いの	70	母	(日雇稼)	神田連雀町	5c	5c	5c	娘夫婦世帯に倅親子(42・7)と同居	
店借	3126	300646	いね	72	母	(魚売)	市谷田町一丁目	5a	5a→4a	抹消	倅夫婦世帯に同居+嫁の母世帯(母50・倅30・娘10)同居	倅、離縁。嫁母子と嫁の母世帯、転出

が強い。その理由は、二世帯同居、世帯継承の意図による所が大きい。一方、下層世帯では、女性高齢者においては、夫に先立たれた妻が被扶養者として子供世帯と同居するケースが多い。このように社会的階層によって、ライフコースの選択（選択する意図）に相違を認めることができる。

結

幕末維新期における江戸町方家族の標準的形態は、夫婦、もしくは、夫婦（夫婦のどちらか）と未婚の子供たちから成る単純家族世帯である。単純家族世帯は、再生産される傾向にある。再生産される要因は、経済的理由に集約されるが、上中階層と下層では異なっている。下層の場合は、日々の生活を維持しうだけの定期的な収入の確保が困難な職業と、その職業を得るための頻繁な移動が、主な要因である。上層の場合は、家族による小規模経営が主な要因で、単純家族世帯という家族形態そのものに起因している。つまり、単純家族世帯は、下層においては日々の生活を送るために、上中階層においては小規模経営を維持するためにという異なる目的のために、結果として全階層において再生産されるのである。

単純家族世帯が半数を占めるなかで、財産、職業、技術、地位などの継承財を形成し、二世帯同居や、養子をとるなどの方法で世代継承する世帯も存在する。こうした世帯は上中階層にみられ、世代継承に対する戦略的意図を認めることができた。世代継承を志向する世帯、小規模経営の維持を目標とする世帯、そして、日々の生活にも窮する世帯。同じ町内にあって住民の社会的階層の分化は、著しい。

麴町十二丁目は、甲州道中沿いに位置し、街道沿いの商用地という特色がある。隣り合わせの町、四谷塩町一丁目の家族形態を比較すると、わずかな位置の違いが、家族形態の構成比にまで影響を及ぼしていることも指摘することができる。

【付記】江戸町方人別帳データベースの活用例

麴町十二丁目住民に、銀次郎（57歳）大工職がいる。四谷塩町一丁目生まれの妻さよ（47歳）、9人の子どもたち、同居人をあわせて総勢14人の大世帯である。

元治2年11月、銀次郎夫婦は離婚騒動を起こしている。さよは、元治2年11月20日、離縁して実家である四谷塩町一丁目在住の兄丈兵衛方に移動する。しかし、三ヶ月ばかり後、慶応2年3月4日再縁が成っている。さよの離縁再縁の状況は、二つの町の人別帳を照合することで、追跡することができる。データベースの利便性を実証する事例である。

両町の人別帳を照合した結果、次の3点が明らかになった。

- ①「元治2年度 四谷塩町一丁目人別帳」における地借・丈兵衛一家の記録に、続柄不明の女さよ転入の追記がある（日付には齟齬があり、離縁が11月14日、再縁が12月7日である）。この続柄不明の女は名前丈兵衛の義理の姉である。
- ②さよは、丈兵衛娘として四谷塩町一丁目に誕生しているから、現丈兵衛には先代がいる。丈兵衛一家は、少なくとも先代から同町に居住している。
- ③現丈兵衛が養子であることが、確実になった。丈兵衛は、元の名を孝七といい、遠江国山名郡の出身である。文久1（1863）年、僅か12歳の伴勇次郎が丈兵衛と改名、小切売を生業とした。しかし、立ち行かなくなったのか、文久3年、幸七自身が丈兵衛を襲名、伴の丈兵衛は、勇次郎に戻っている。

【注】

- 1) 麴町十二丁目人別帳」を史料とした主な研究には、町を一つの単位として町内住民全体を数量分析し、麴町十二丁目の特色を解明した南和男『幕末江戸社会の研究』（吉川弘文館、1978年）、町の空間構造を復元し、町屋敷内での階層分化を解明した吉田伸之「表店と裏店 一商人の世界、民衆の世界―」（同編『日本の近世第9巻 都市の時代』中央公論社、1992年）などがある。その他、四谷地域の人別帳を分析し、主に都市貧困層の実態を解明した研究として、北原糸子『都市と貧困の社会史 一江戸から東京へ』（吉川弘文館、1995年）がある。
- 2) 家族形態分類データベース設計の詳細は、拙

- 稿「江戸町方人別帳データベース —設計と活用—」(『目白大学総合科学研究』第10号、2013)を参照されたい。
- 3) ハメル-ラスレット分類法に関する文献としては、E.A.ハメル-P.ラスレット「世帯構造とは何か」(速見融編『歴史人口学と家族史』、藤原書店、2003)を用いた。
 - 4) 史料の絶対的不足は、高木正朗「書評『江戸と大坂 —近代日本の都市起源—』」(『人口学研究』第30号、日本人口学会、2002年)が、都市史研究に共通する一般的難問として指摘している。
 - 5) 「東京大小区分総図 第三大区六、九、十小区」(東京都新宿区教育委員会編『地図で見る新宿区の移り変わり—四谷編—』人文社、1983)所収版。
 - 6) 本稿の表では、明治元年を明治1と表記している。
 - 7) 「麹町十二丁目人別帳」では、「家持・直家守」、「地借・直家守」「地借・外家守」と、家守の屋敷所有状況が記録される。「直家守」は居住する町屋敷の家守役、「外家守」は居住する屋敷とは別の屋敷の家守役の意である。
 - 8) 前掲[吉田1992]は、麹町十二丁目に四谷地区の古着小売のセンターがあったと推定する。元治2年4月時点で、古着商売を生業とする世帯は16世帯、職業カテゴリー「商売」38世帯の4割強を占める。
 - 9) 表中、「なし」が一世帯いる。家持・大助後家きみで、きみには職業の記載がない。
 - 10) 天保期の触書に、「其日稼之者取調目当」が列挙される(『江戸町触集成 第12巻』塙書房、1999、同書触番号12582)。主な職業は、棒手振、日雇稼、手間賃稼ぎ、賃仕事、道心者、振り売り、下細工などである。
 - 11) 家族類型5に分類される世帯では、名前人夫婦に加えて、一組以上の夫婦が同居する。実際の有配偶者数は、配偶率算出基準値(=有配偶の名前人の数)より大きくなる。
 - 12) 拙稿[早川2008a]「幕末・維新期における江戸町方住民の実態 —「四谷塩町一丁目人別帳」を史料にして—」(『目白大学総合科学研究』第5号、2008)
 - 13) 総務省統計局『平成22年国勢調査』(<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/>)
 - 14) 鬼頭宏『人口から読む日本の歴史』(講談社、2000)は、信濃国湯舟沢村の宗門改帳を史料にして江戸中期の村落の婚姻率を調査している。同調査によれば、明和8(1771)年の有配偶率は、直系家族の男69%、直系家族の女72%に達しており、有配偶率の高さを指摘している。
 - 15) H-L分類法を近世日本における家族形態の分類に適用した場合の問題点、修正については、高木正朗「家族分類スキームと宗門改帳」(『日本研究』国際日本文化センター紀要 第12集、1995)、高橋美由紀『在郷町の歴史人口学』(ミネルヴァ書房、2005)等を参照した。また、[岡田あおい1999]により、修正ハメル・ラスレットモデルが提案されている。岡田あおい「労働力安定装置としての直系家族世帯」(『帝京社会学』第9号、1996)。
 - 16) [早川2008a]では、【近世都市住民 H-L分類法】を用いて、四谷塩町一丁目住民世帯を分類し、その適合性を実証した。
 - 17) 前掲[南和男1978]、[鬼頭宏2000]などによる。
 - 18) [早川2008a]「幕末・維新期における江戸町方住民の実態 —「四谷塩町一丁目人別帳」を史料にして—」(『目白大学総合科学研究』第5号、2009)
 - 19) 3世帯は、地借・新左衛門・10歳・両替渡世(父・新兵衛後見)、地借・豊次郎・8歳・奉公人口入渡世(父・助左衛門後見)、店借・もよ・61歳・賃仕事である。
 - 20) 速見融編『近代移行期の人口と歴史』(ミネルヴァ書房、2002)、同『近代移行期の家族と歴史』(ミネルヴァ書房、2002)、落合恵美子『徳川日本のライフコース—歴史人口学との対話』(ミネルヴァ書房、2006)などを参照。
 - 21) 高木正朗「都市町内のPopulation Dynamics」(『立命館産業社会論集』第25巻第1号、1989)、拙稿[早川2008b]「幕末・維新期における江戸町方住民の移動—「四谷塩町一丁目人別帳」の分析を通して—」(『目白大学人文学研究』第3号、2008)。
 - 22) 人別帳の記録項目には、住民の出生地がある。多くの場合、出生国のみ記録される。「麹町十二丁目人別帳」の記録項目には、出生国・出生町(村)・親の名前と続柄の三点が揃っている。この記録を使って、世帯主や妻の出生町、子どもがいる世帯では子どもの出生町から、世帯の移動状況(移動の軌跡)を追跡することができる。
 - 23) 大串夏身「明治前期四谷区の物産について」(『東京都新宿区教育委員会編『地図で見る新宿区の移り変わり—四谷編—』人文社、1983)所収。
 - 24) 平井晶子『日本の家族とライフコース—「家」生成の歴史社会学』(ミネルヴァ書房、2008)

は、ライフコース研究という方法で近世家族の実態を考察する。

25) この設定は、[浜野2007]による幕末京都における人口構造の分析に準じたもので、現代と比べて5歳低い指標である。浜野潔「幕末期京都の人口構造とライフコース」(『関西大学経済学部論集』第56巻第4号、2007)。後に、同『近世京都の歴史人口学研究 ―都市町人の社会構

造を読む―』(慶応義塾大学出版会、2007)に再録。

*本稿は、日本学術振興会平成27年度科学研究費補助金(基盤研究C:課題番号26370084 近代への過渡期の民衆道徳における「孝」の展開と都市住民の実態)による研究成果の一部である。